

亀山市告示第67号

亀山市関宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年3月18日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市関宿にぎわいづくり補助金交付要綱の一部を改正する告示

亀山市関宿にぎわいづくり補助金交付要綱（平成21年亀山市告示第111号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「控除して得た額」の次に「の2分の1に相当する額（市の事業を代替・補完する事業並びに補助対象事業を行う団体を育成し、及び奨励する事業に要した費用については全額）」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える

（補助金の終期）

第6条 補助金の終期は、平成29年3月31日とする。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（失効）

2 この告示は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成27年度分の補助金の交付から適用する。